

北名古屋市社協小規模保育所「にこりん」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会が開設する北名古屋市社協小規模保育所「にこりん」（以下「当園」という。）が行う特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども（保育の提供を受ける当該年度中に満3歳に達した子どもを含む。）（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定地域型保育サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園は、良質な水準かつ適切なサービスを提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立ってサービスの提供を行うものとする。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、愛知県、北名古屋市、小学校、当園以外の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の児童福祉施設や学校又は保健医療サービス若しくは児童福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 北名古屋市社協小規模保育所「にこりん」

(2) 所 在 地 北名古屋市北野八竜前12番地

（提供する保育・教育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、サービスを提供する

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1名

管理者は、特定地域保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保 育 士 6名以上

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 調理員 1名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。また事務職員は、当園の事務及び雑務を行う。

(サービスを提供する日)

第6条 当園のサービスを提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日から1月3日まで

(サービスを提供する時間等)

第7条 当園のサービスを提供する時間は、次のとおりとする

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、午前7時30分から午後7時30分とする。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）を超える保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日条例26号）第43条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用料として北名古屋市延長保育事業（委託型）実施要綱第6条の規定に定める額を利用子どもの保護者から徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、19人とする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、北名古屋市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の

実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者と内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、サービスの提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消の申出があったとき。

(3) 北名古屋市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園の職員は、サービスの提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用子どもの保護者等の緊急連絡先に連絡をとるとともに、主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(虐待防止のための措置等)

第 12 条 当園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当園における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当園における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当園において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 1 回以上）に実施すること。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 職員は、サービスを提供する上で、虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合及び職員による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、これを北名古屋市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 当園は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 職員は業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月15日から施行する。